

## 令和5年11月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年11月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

### 出席委員（15名）

1番	玉造一雄	3番	山中悦朗
5番	宮本清美	6番	坂本正行
7番	鈴木茂	9番	境政一
11番	石津昭彦	12番	原範子
13番	池田治和	14番	田内一郎
15番	溝口竜生	16番	間山房枝
17番	立花紀貴	18番	高橋克美
20番	吉川弘		

### 欠席委員（4名）

2番	安藤和利	8番	池田勇
10番	大塚徹	19番	國府田代治郎

### 事務局職員（3名）

事務局長	笹本厚史	局長補佐	菅野裕之
主幹	大川泰裕		

### 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について  
議案第5号 神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託について  
議案第6号 地籍調査事業に伴う地目の確認について（照会）  
議案第7号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について  
報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出の受理について

- 報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理  
について
- 報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理  
について
- 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

## 会 議 の 概 要

<開会：午後3時33分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は15名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年11月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、2番安藤和利委員、8番池田勇委員、10番大塚徹委員、19番國府田代治郎委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に6番坂本正行委員、7番鈴木茂委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第7号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権の移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を贈与により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター2台で、農作業に従事する日数は年間250日、耕作計画はピーマンです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。内容については事務局の説明のとおりでございます。申請地は、譲受人が所有する土地の隣接地ということで、譲渡人が贈与するとのこと。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(2)賃借権の設定について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(2)賃借権の設定、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の賃借人、貸與人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。賃借人は、経営拡張のため申請地を賃貸借により借り受けするものであり、賃借人が所有する農機具は、トラクター4台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機5台で、農作業に従事する日数は年間330日、耕作計画は米となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。本日、担当の大塚委員が欠席ですので、隣接委員である坂本委員に説明をお願いします。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。担当委員である大塚委員からの意見です。以前、耕作されていた方が高齢のため、賃借人の方に引き継いで耕作してもらえないかと依頼があり今回の申請に至ったとのこと。何ら問題ないかと思いますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(2)賃借権  
の設定について、番号2を議題といたします。事務局に説明を求めます。事  
務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許  
可(2)賃借権の設定、番号2について事務局よりご説明いたします。許  
可を受けようとする番号2の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきまし  
ては、議案書記載のとおりでございます。賃借人は、経営拡張のため申請  
地を賃貸借により借り受けするものであり、賃借人が所有する農機具は、  
トラクター4台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機5台で、農作業に  
従事する日数は年間330日、耕作計画は米となっております。以上でご  
ざいます。

議 長 次に、担当委員の説明ですが、担当の大塚委員が本日欠席ですので、隣  
接委員である坂本委員に説明をお願いします。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。担当委員である大塚委員からの意見で、先程の案  
件と同じ内容です。何ら問題ないかと思いますが、皆様の更なる審議をお  
願ひいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（2）賃借権の設定について、番号3を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（2）賃借権の設定、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号3の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。賃借人は、経営拡張のため申請地を賃貸借により借り受けするものであり、賃借人が所有する農機具は、トラクター4台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機5台で、農作業に従事する日数は年間330日、耕作計画は米となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明ですが、担当の大塚委員が本日欠席ですので、隣接委員である坂本委員に説明をお願いします。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。担当委員である大塚委員からの意見で、本案件も先程の案件と同じ内容です。何ら問題ないかと思いますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（3）使用賃借権の設定について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（3）使用賃借権の設定、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。借受人は、親子間の使用借受

のため申請地を使用貸借により借り受けするものであり、借受人が所有する農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン2台で、農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画は水稻、ピーマンとなっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明でございますが、私の担当地区でございますので、隣接委員である高橋委員に説明をお願いいたします。18番高橋克美委員。

18番 はい、18番高橋です。内容については事務局の説明のとおりでございます。使用貸借権の設定ということで、何ら問題ないかと思っておりますので、皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(3)使用貸借権の設定について、番号2及び(4)区分地上権の設定について、番号1、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを関連するので一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(3)使用貸借権の設定、番号2、同じく議案第1号、農地法第3条の規定による許可(4)区分地上権の設定、番号1、議案第2号-1農地法第5条による許可についてを関連ということで一括して事務局よりご説明いたします。まずはじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可(3)番号2の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。借受人は、経営拡張のため使用貸借権の設定により申請地を使用貸借するものであり、借受人が所有する農機具は、トラクター1台、ブームスプレーヤ1台、ポテカルゴ1台で、農作業に従事する日数は年間235日、耕作計画は甘藷となっております。次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可(4)番号1の区分地上権者、所

有者及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。区分地上権者は、営農型太陽光発電設備の設置のため区分地上権の設定により申請地を賃貸借するものです。次に、議案第2号-1の許可を受けようとする借受人及び貸付人、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、営農型太陽光発電設備の設置による支柱の基礎部分にかかる対象地の一時転用ということで、賃借権の設定に伴う申請であり、一時転用の期間は、令和5年11月24日から令和8年11月23日までとなっております。なお、以上関連でご説明しました3件の全体的な概要といたしましては、1,555㎡の農地について、経営拡張のため使用貸借権を設定したうえで甘藷を耕作し、その内の600㎡を営農型太陽光発電設備を設置するため区分地上権を設定し、その設置のために必要な支柱部分として、全体面積の内0.29㎡について、農地法第5条の規定による一時転用許可申請がなされたものとなっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。申請地は長年にわたり耕作放棄地の状態でありました。今回、事務局説明のとおり営農型太陽光発電設備の設置ということで、耕作放棄地の解消にもなり、非常に良いことだと思います。皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記

載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、贈与に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。11月6日に現地調査をしました。申請内容は、事務局の説明のとおりです。申請地周辺は住宅街化しており、担当委員としては問題ないと思います。皆様の更なる審議をお願いします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。11月14日に現地調査をしました。申請内容は、事務局の説明のとおりです。申請地周辺は住宅地となっております。担当委員としては問題ないと思います。皆様の更なる審議をお願いします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は特定建築条件付売買予定地ということで、売買に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。11月17日に現地確認を行いました。特定建築条件付売買予定地ということですが、現地は学校の近くで周辺は住宅地となっており、担当委員としては問題ないかと思えます。更なる委員の審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。暫時休憩します。

<休憩：午後3時54分>

<再開：午後4時00分>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。質疑等ございませんか。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-5の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。申請地は幹線道路に面しており、周辺は住宅が著しく着工し始めております。何ら問題ないかと思いますが、更なる委員の審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-6の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的はゴミ集積場ということで、売買に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。11月14日に現地調査を行いました。申請内容は事務局の説明のとおりでございます。担当委員としては問題ないかと

思います。更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-7、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-7、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-7の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。13番池田治和委員。

13番 はい、13番池田です。11月15日に現地確認を行いました。申請内容は事務局の説明のとおりでございます。申請地周辺は住宅街化しており、担当委員としては問題ないかと思えます。更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-8、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-8、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-8の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は資材置場ということで、売買に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。13番池田治和委員。

13番 はい、13番池田です。11月15日に現地確認を行いました。申請地周辺は、住宅やビニールハウスが建ち並んでいる地域でした。譲受人の自社所有の資材置場が近くにありますが、手狭になったため資材置場を増設したいとのことでした。出入口は、自社所有地を通る計画となっております。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる委員の審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、水田を畑として耕作するための客土ということで、田畑転換に伴う一時転用申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。現地調査を11月16日に行いました。申請内容に

つきましては、事務局の説明のとおりであります。申請地は水田ですが、客土して畑として利用するとの内容で、一時転用の申請となっております。担当委員としては、問題ないと判断いたしました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について事務局よりご説明いたします。承認を受けようとする議案第4号の借入人、貸入人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間を延長したいとのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法第16条の規定による認可を受ける期間で、許可日から6ヶ月以内となっております。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。先日、現地調査を行いました。申請内容は事務局の説明のとおりでございます。期間延長の理由を聞いたところ、埋めるのにもう少し時間がかかるとのことでした。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号、神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第5号、神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、議案書に記載されている8筆について意見が求められているものです。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号、地籍調査事業に伴う地目の確認について（照会）を議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第6号、地籍調査事業に伴う現況地目の確認の調査結果をご報告いたします。現地調査につきましては、調査日は11月6日月曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、鈴木委員、事務局2名と私の6名で行いました。なお、地籍調査課職員1名が立ち会いました。地籍調査課より照会のありました太田地内の番号1ないし番号5、番号7ないし番号9の土地については、地籍調査課の願出地目のとおりであると判断いたしました。太田地内の番号6の願出地目が雑種地の土地については、ビニールハウスがたっており、畑の状態であることから農地と判断いたしました。番号6のその他の土地については、地籍調査課の願出地目のとおりであると判断いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いします。

議 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、議案第7号、現況確認証明願（非農地証明）についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第7号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は11月22日水曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当地区委員の境委員、間山委員、事務局2名と私の7名で行いました。最初に、番号1奥野谷地内の農地の状況は、宅地内となっており非農地と判定いたしました。次に、番号2知手地内の2筆の農地の状況は、長年にわたり未耕作地で荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3溝口地内の農地の状況は、竹や雑草等の繁茂により荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号4知手地内の農地の状況は、建物が建っており非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いします。

議 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出の受理について、報告第3号、農地法第4条の規定による市

街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第1号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年10月12日に届出があり受理しております。次に報告第1号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年10月13日に届出があり受理しております。次に報告第1号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年10月16日に届出があり受理しております。次に報告第1号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年10月23日に届出があり受理しております。次に報告第1号、番号5についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年10月24日に届出があり受理しております。次に報告第1号、番号6についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年11月7日に届出があり受理しております。続きまして報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出者である譲受人及び譲渡人、土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。当該届出は、農地中間管理機構の特例事業における売買による所有権移転に伴う権利移動ということで、令和5年11月7日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出者である譲受人及び譲渡人、土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。当該届出は、農地中間管理機構の特例事業における売買による所有権移転に伴う権利移動ということで、令和5年11月7日に届出があり受理しております。続きまして報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第

3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。また、転用の目的は貸駐車場ということで、令和5年10月25日に届出があり受理しております。次に報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。また、転用の目的は貸家住宅ということで、令和5年11月7日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は店舗であり、賃借権の設定による賃貸ということで、令和5年10月24日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は店舗であり、賃借権の設定による賃貸ということで、令和5年10月24日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号3についてご報告いたします。当該届出の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は店舗であり、賃借権の設定による賃貸ということで、令和5年10月24日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号4についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は長屋住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年11月8日に届出があり受理しております。続きまして報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき神栖市農業委員会へ通知があったものです。通知人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりです。なお、受理件数は5件で、番号1につきましては令和5年11月2日に、番号2から番号5につきましては令和5年11月8日に受理しておりますのでご報告いたします。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。  
以上をもちまして、令和5年11月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時24分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人